

府政共生第271号  
26文科初第29号  
雇児発0401第6号  
平成26年4月1日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会  
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
武川光夫

文部科学省初等中等教育局長  
前川喜平

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
石井淳子

子ども・子育て支援法附則第10条に基づく  
保育緊急確保事業の実施について（通知）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第10条の規定については、平成26年4月1日に施行されました。

同条の規定の主な内容等は下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その実施に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

- (1) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）。（以下「旧児童福祉法」という。）第56条の8第1項に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、法の施行の日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第56条の8第2項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとしたこと（法附則第10条第1項関係）。
- (2) 特定市町村以外の市町村（以下「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、法の施行の日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができることとしたこと（法附則第10条第2項関係）。
- (3) 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができることとしたこと（法附則第10条第4項関係）。
- (4) 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとしたこと（法附則第10条第5項関係）。
- (5) なお、法附則第10条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援法附則第10条第1項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令（平成26年内閣府令第34号）（別添1）が平成26年4月1日に公布、同日に施行されたこと。

特定市町村のみならず、事業実施市町村で保育の確保が必要な市町村においても、法の附則に保育緊急確保事業が盛り込まれた趣旨を踏まえ、保育緊急確保事業の実施について積極的に検討願いたい。

法附則第10条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援法附則第10条第4項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令（平成26年政令第158号）（別添2）が平成26年3月31日に公布、4月1日に施行され、国が行う費用の一部の補助は、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとされたこと。また、この内閣総理大臣が定める基準は、5月頃を目途に正式に示される予定であること。

また、（4）の規定の趣旨を踏まえ、都道府県においては、特定市町村及び事業実施市町村により保育緊急確保事業が円滑に実施されるように援助の実施に努められたい。